

目 次

条 例

- 津市情報公開条例及び津市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 津市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
- 津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例
- 津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例の一部を改正する条例
- 津都市計画上野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 津市簡易水道条例の一部を改正する条例
- 津市吏員等退職料、遺族扶助料支給条例等の一部を改正する条例

規 則

- 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則
- 政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部の改正
- 津市会計規則の一部を改正する規則
- 津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則について
- 津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

訓 令

- 津市文書管理規程の一部を改正する訓令

告 示

- 保管した屋外広告物
- 国民健康保険被保険者証の無効
- 国民健康保険高齢受給者証の無効
- 財政公表
- 収納代理金融機関の指定

公 告

- 犬の抑留
- 開発行為に関する工事の完了
- 開発行為に関する工事の完了
- 開発行為に関する工事の完了
- 開発行為に関する工事の完了

水道局告示

- 津市水道事業の収納取扱金融機関の指定についての一部改正

水道事業管理規程

- 津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市情報公開条例及び津市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第30号

津市情報公開条例及び津市個人情報保護条例の一部を改正する条例
(津市情報公開条例の一部改正)

第1条 津市情報公開条例(平成18年津市条例第22号)の一部を次のよう
に改正する。

第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(津市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 津市個人情報保護条例(平成18年津市条例第24号)の一部を次の
ように改正する。

第16条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第31号

政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例（平成18年津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例中第2条第1項第5号を削る改正規定、同項第6号の改正規定及び同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は平成19年9月30日から、その他の改正規定は同年10月1日から施行する。
- 2 改正後の政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、平成19年9月30日までに有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

津市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第32号

津市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の修学部分休業に関する条例（平成18年津市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第3号中「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第33号

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

津市夜間成人応急診療所	津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ内
-------------	------------------------

第4条に次の1項を加える。

3 津市夜間成人応急診療所は、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 夜間における急病患者（小児急病患者を除く。）の応急診療に関すること。

(2) その他市長が必要と認める医業に関すること。

附 則

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

2 津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第4条中「津市保健センター及び津市図書館」を「津市中央保健センター、津市夜間成人応急診療所及び津市津図書館」に改める。

津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第34号

津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

津市道路占用料徴収条例（平成18年津市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とする。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第35号

津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例の一部を改正する条例
津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例（平成18年津市条例第213号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第36号

津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年津市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「別表第2(㍷)項第3号」を「別表第2(㍷)項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

津市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第37号

津市簡易水道条例の一部を改正する条例

津市簡易水道条例（平成18年津市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6項及び第9項中「及び上八知簡易水道」を「、上八知簡易水道及び奥津簡易水道」に改め、同表第10項中「及び須渚簡易水道」を「、須渚簡易水道及び奥津簡易水道」に改め、同表第11項中「西ヶ広簡易水道」を「奥津簡易水道」に、「美杉町川上の一部」を「美杉町八知の一部（小西簡易水道、須渚簡易水道及び上八知簡易水道の給水区域を除く。）、美杉町川上の一部、美杉町奥津」に、「138人」を「640人」に、「42立方メートル」を「250立方メートル」に改める。

別表第2西ヶ広簡易水道の項を削る。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第38号

津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例等の一部を改正する条例
(津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例の一部改正)

第1条 津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例(明治30年津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「金額」の次に「に調整改定率(退隠料改定率(次条第1項の規定により設定し、同条第2項から第5項までの規定により改定した率をいう。以下同じ。))をいう。ただし、退隠料改定率が1を下回る場合は、これを1とする。以下同じ。))を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。))」を加える。

第24条の2を第24条の2の2とし、第2章中第24条の次に次の1条を加える。

第24条の2 平成19年度における退隠料改定率は、0.967とする。

2 退隠料改定率については、毎年度当該年度の国民年金法(昭和34年法律第141号)第27条に規定する改定率(同法第27条の3又は第27条の5の規定により改定したものに限り。以下「国民年金改定率」という。)を平成19年度(この条の規定による退隠料改定率を引き上げる改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年度)の国民年金改定率をもって除して得た率(当該率が1を下回る場合は、これを1とする。)を基準として改定し、当該年度の4月以降の退隠料について、これを適用する。

3 前年度の退隠料改定率が1を下回る場合で、かつ、当該年度の国民年金改定率が国民年金法第27条の5の規定により改定したものである場合における前項の規定の適用については、前年度の国民年金改定率を同法第27条の3の規定により改定した率を当該年度の国民年金改定率とみなす。ただし、この項及び前項の規定により改定した退隠料改定率が1を超えることとなる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による退隠料改定率の改定の措置は、市長がこれを定める。

5 第3項ただし書の規定の適用がある場合において、第2項の規定により改定した退隠料改定率が1を下回ることとなるときは、同項及び第3項の規定にかかわらず、これを1とする。

第34条第2項中「金額」の次に「に調整改定率を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第24条の2第2項に規定する退隠料改定率の改定の基準となる率が1を下回る場合において、同項の規定により難しいものと認められる特段の事情が生じたときは、退隠料改定率の改定の在り方について検討を行い、その結果に基づき適切な措置を講ずるものとする。

別表第3号表の3中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改める。
（津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（昭和42年津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「平成12年4月分」を「平成19年10月分」に改め、同項の表中「1, 132, 700円」を「1, 132, 700円に調整改定率（津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例第24条第2項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額」に、「849, 500円」を「849, 500円に調整改定率を乗じて得た額」に、「792, 000円」を「792, 000円に調整改定率を乗じて得た額」に改め、同表に次のように加える。

備考 この表の右欄に掲げる額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。
--

附則第3条第2項中「平成12年3月31日」を「平成19年9月30日」に改める。

（津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例等の一部を改正する条例（昭和51年津市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項第1号中「267, 500円」の次に「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第78条第2項の規

定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第62条の2第1項第1号に規定する子が2人以上あるときの加算額が267,500円を上回る場合にあっては、当該加算額から267,500円を控除して得た額を勘案して市長が別に定める額を267,500円に加算した額）」を加え、同項第2号中「152,800円」の次に「（国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第1号に規定する子が1人あるときの加算額が152,800円を上回る場合にあっては、当該加算額から152,800円を控除して得た額を勘案して市長が別に定める額を152,800円に加算した額）」を加え、同項第3号中「152,800円」の次に「（国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第2号に規定する加算額（国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条の3又は第27条の5の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。以下この号において「厚生年金加算額」という。）が152,800円を上回る場合にあっては、当該厚生年金加算額から152,800円を控除して得た額を勘案して市長が別に定める額を152,800円に加算した額）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（普通退隠料等の年額の改定）

第2条 普通退隠料又は遺族扶助料については、平成19年10月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている俸給年額にそれぞれ調整改定率（第1条の規定による改正後の津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例（以下「新退隠料等条例」という。）第24条第2項に規定する調整改定率をいう。）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、新退隠料等条例、第2条の規定による改正後の津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（昭和42年津市条例第12号。以下「新昭和42年改正条例」という。）及び第3条の規定による改正後の津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例等の一部を改正する条例（昭和51年津市条例第60号。以下「新昭和51年改正条例」という。）の規定によ

って算出して得た年額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。

（普通退隠料等の加給等の年額に関する経過措置）

第3条 普通退隠料又は遺族扶助料の加給又は加算の年額は、平成19年10月分以降、新退隠料等条例、新昭和42年改正条例及び新昭和51年改正条例の規定によって算出して得た年額に改定する。

（多額所得による普通退隠料停止についての特例）

第4条 普通退隠料の年額の改定が行われた場合における当該改定が行われた年の4月分から同年6月分までの普通退隠料に関する新退隠料等条例第22条の4の規定の適用については、当該改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退隠料の年額をもって退隠料年額とする。

（職権改定）

第5条 この条例の附則の規定による普通退隠料及び遺族扶助料の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月19日

津市長 松田直久

津市規則第29号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則（平成18年津市規則第205号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

第1号様式中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

第3号様式中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

第5号様式中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市規則第30号

政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成18年津市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に改め、「株券」の次に「、金銭信託」を加え、同条第2項から第5項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

第1号様式4中「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、(3)を削り、同様式5を削り、同様式6中「社債券」の次に「、金銭信託」を加え、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同様式中6を5とし、7から10までを1ずつ繰り上げる。

第2号様式4中「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、(3)を削り、同様式5を削り、同様式6中「社債券」の次に「、金銭信託」を加え、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同様式中6を5とし、7から10までを1ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2項の改正規定（「資本」を「資本金」に改める部分に限る。）
公布の日
- (2) 第2条第2項の改正規定（「資本」を「資本金」に改める部分を除く。）
及び第3条の改正規定並びに第1号様式の改正規定（同様式4の改正規定を除く。）及び第2号様式の改正規定（同様式4の改正規定を除く。）
平成19年9月30日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成19年10月1日

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市規則第31号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「指定金融機関等」の次に「（郵便貯金銀行を除く。）」を加える。

第53条第1項中「翌日」を「収納日の翌営業日の」に改め、同条第2項中「収入金振替表」を「収入金送付書」に、「翌日」を「収納日の翌営業日の」に改め、同条第3項中「翌日」を「収納日の翌営業日の」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、郵便貯金銀行において収納した公金の納入に関する書類は、その日の分を取りまとめ、5営業日以内に収入役に送付しなければならない。

第54条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、郵便貯金銀行において収納した収納金は、前条第4項の規定による送付を受けたときは、直ちに収入役が払出しをし、総括店における津市名義の預金口座へ預け入れなければならない。

第58条第2項中「翌日」を「支払日の翌営業日の」に改める。

第60条第2項中「翌日」を「振替日の翌営業日に」に改める。

第65条及び第77条第1項中「指定金融機関等」の次に「（郵便貯金銀行を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月28日

津市長 松田直久

津市規則第32号

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年津市規則第228号）の一部を次のように改正する。

第5号様式注意事項6中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第6号様式注意事項6中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第7号様式注意事項7中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第9号様式注意事項7中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第12号様式注意事項7中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第13号様式注意事項7中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第14号様式注意事項3中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市規則第33号

津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成18年津市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市規則第34号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成18年津市規則第33号）を次のように改正する。

第7条の2第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第17条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第4号様式注意事項5中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第6号様式注意事項5中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第8号様式注意事項6中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第10号様式注意事項5中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第11号様式注意事項2中「銀行」の次に「（郵便貯金銀行を除く。）」を加え、「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第12号様式注意事項2中「銀行送金」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改める。

第13号様式注意事項5中「又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い」及び「又は郵便局」を削る。

第23号様式記入要領4の(4)中「銀行送金又は郵便振替」を「銀行（郵便貯金銀行を除く。）への送金」に改め、「又は郵便局」を削る。

附 則

この規則中第7条の2第1号の改正規定及び第17条第1項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成19年10月1日から施行する。

津市訓令第6号

庁中一般
出先機関

津市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

津市文書管理規程の一部を改正する訓令

津市文書管理規程（平成18年津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第6号中「未納」を「未払」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

津市告示第247号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年9月19日

津市長 松田直久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
はり札等 57枚
立看板等 0枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
西古河町ほか（近鉄・JR津駅周辺ほか幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除却した日
平成19年8月7日から28日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。
（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町1185番地1 津市相川建設作業事務所

電話番号 059-235-5655

津市告示第248号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成19年9月20日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
4118514	平成18年10月1日	平成19年9月1日
0975573	平成18年10月1日	平成19年9月5日
0483776	平成18年10月1日	平成19年9月4日
1209309	平成18年10月1日	平成19年9月5日
9107543	平成18年10月1日	平成19年9月1日
1325519	平成18年10月1日	平成19年9月7日
0102439	平成18年10月1日	平成19年9月10日

津市告示第249号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成19年9月20日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9143175	平成19年 4月 1日	平成19年 8月31日

津市告示第 250 号

地方自治法第 243 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例第 3 条の規定により
平成 19 年 8 月 31 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

津市長 松 田 直 久

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成19年8月31日現在

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	89,377,191	42,767,694	47.9%	89,377,191	21,583,683	24.1%
モーターボート競走 事業特別会計	43,900,703	14,049,604	32.0%	43,900,703	13,664,788	31.1%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	26,329,025	6,943,941	26.4%	26,329,025	8,687,601	33.0%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	38,550	7,262	18.8%	38,550	11,796	30.6%
介護保険事業 特別会計	18,180,660	6,699,175	36.8%	18,180,660	5,854,373	32.2%
老人保健医療事業 特別会計	23,871,478	7,936,238	33.2%	23,871,478	8,232,037	34.5%
風力発電事業 特別会計	99,580	47,626	47.8%	99,580	9,897	9.9%
簡易水道事業 特別会計	860,935	46,059	5.3%	860,935	196,928	22.9%
農業集落排水事業 特別会計	507,138	46,189	9.1%	507,138	50,846	10.0%
土地区画整理事業 特別会計	1,275,696	79	0.0%	1,275,696	159,272	12.5%
下水道事業 特別会計	12,963,531	1,467,333	11.3%	12,963,531	2,543,748	19.6%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	276,115	61,101	22.1%	276,115	3,105	1.1%
棕本財産区 特別会計	907	146	16.1%	907	0	0.0%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成19年8月31日現在

(1) 収入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	40,876,589	23,067,470	56.4%
2 地 方 譲 与 税	1,320,900	406,682	30.8%
3 利 子 割 交 付 金	220,000	77,367	35.2%
4 配 当 割 交 付 金	180,000	108,451	60.3%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,720,000	674,591	24.8%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	370,000	168,902	45.6%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	900,000	288,424	32.0%
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	61,000	0	0.0%
10 地 方 特 例 交 付 金	400,000	156,473	39.1%
11 地 方 交 付 税	13,800,000	6,477,278	46.9%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	51,300	0	0.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,882,544	662,399	35.2%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,485,873	1,125,728	45.3%
15 国 庫 支 出 金	7,161,101	1,816,119	25.4%
16 県 支 出 金	4,888,298	958,612	19.6%
17 財 産 収 入	190,214	59,173	31.1%
18 寄 附 金	21,551	21,046	97.7%
19 繰 入 金	6,327,700	0	0.0%
20 繰 越 金	100,000	6,438,397	6438.4%
21 諸 収 入	1,560,021	260,582	16.7%
22 市 債	3,660,100	0	0.0%
合 計	89,377,191	42,767,694	47.9%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	583,071	237,049	40.7%
2 総 務 費	10,549,949	3,934,794	37.3%
3 民 生 費	26,054,746	7,448,227	28.6%
4 衛 生 費	8,061,983	1,798,438	22.3%
5 労 働 費	196,196	154,364	78.7%
6 農 林 水 産 業 費	2,753,419	376,663	13.7%
7 商 工 費	1,519,479	620,504	40.8%
8 土 木 費	12,826,342	1,785,659	13.9%
9 消 防 費	3,915,899	1,292,262	33.0%
10 教 育 費	9,725,213	3,279,148	33.7%
11 公 債 費	12,712,968	300,750	2.4%
12 諸 支 出 金	377,926	355,825	94.2%
13 予 備 費	100,000	0	0.0%
合 計	89,377,191	21,583,683	24.1%

3 市債の状況

平成19年8月31日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 般 計	1 普 通 債	74,630,644	69.1%
	(1) 総 務	3,883,878	3.6%
	(2) 民 生	5,354,269	5.0%
	(3) 衛 生	11,788,082	10.9%
	(4) 労 働	19,514	0.0%
	(5) 農 林 水 産 業	1,599,471	1.5%
	(6) 商 工	549,136	0.5%
	(7) 土 木	34,254,579	31.7%
	(8) 消 防	2,132,787	2.0%
	(9) 教 育	15,048,928	13.9%
	2 災 害 復 旧 債	339,827	0.3%
	(1) 衛 生	4,400	0.0%
	(2) 農 林 水 産 業	46,899	0.0%
	(3) 土 木	288,528	0.3%
	3 そ の 他	33,093,397	30.6%
	(1) 減 収 補 て ん 債	193,254	0.2%
	(2) 臨 時 減 収 補 て ん 債	243,025	0.2%
	(3) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	10,654,342	9.9%
	(4) 臨 時 財 政 対 策 債	21,745,643	20.1%
	(5) そ の 他	257,133	0.2%
	計	108,063,868	100.0%
特 会 別 計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	5,455,447	5.7%
	国 民 健 康 保 険	7,952	0.0%
	風 力 発 電	264,700	0.3%
	簡 易 水 道	5,148,838	5.4%
	農 業 集 落 排 水	5,409,954	5.7%
	土 地 区 画 整 理	1,578,825	1.7%
	下 水 道	75,915,863	80.0%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	1,116,249	1.2%
		計	94,897,828
合 計		202,961,696	/

平成19年8月31日現在 一時借入金

0千円

4 基金の状況

平成19年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	10,791,520
減 債 基 金	2,934,529
退 職 手 当 積 立 基 金	1,696,895
文 化 振 興 基 金	211,186
国 際 交 流 基 金	217,586
緑 化 基 金	115,635
青山高原保健保養地管理基金	173,280
ふるさと振興基金	943,078
土 地 開 発 基 金	2,256,935
住宅新築資金等貸付基金	49,011
モータースポーツ競走事業財政調整基金	855,725
国民健康保険事業運営基金	1,145,539
介護保険事業運営基金	63,210
棕本財産区財政調整基金	20,144
農業集落排水事業基金	7,780
合 計	21,482,053

5 市有財産の状況

平成19年8月31日現在

有 価 証 券 等	2,455,854千円
自 動 車	771台
建 物	1,129,931m ²
土 地	21,411,315m ²
土 地 開 発 基 金 (土 地)	82,678m ²

6 人口・世帯数・面積の状況

平成19年8月31日現在

人 口	292,962人
世 帯 数	119,170世帯
面 積	710.81km ²

7 市税の負担状況

平成19年8月31日現在

1 人 当 たり	税 目	1 世 帯 当 たり
68,372 円	市 民 税	168,082 円
55,672 円	固 定 資 産 税	136,862 円
5,850 円	都 市 計 画 税	14,381 円
5,356 円	市 た ば こ 税	13,167 円
1,588 円	軽 自 動 車 税	3,905 円
118 円	入 湯 税	291 円
377 円	そ の 他	926 円
137,333 円	計	337,614 円

津市告示第251号

津市収納代理金融機関の指定（平成18年津市告示第3号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

表に次のように加える。

株式会社ゆうちょ銀行

津市公告第135号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年9月20日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 9月 18日
- 2 抑留期間 平成19年 9月 25日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町 忍田	雑種	白	オス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成19年9月11日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市津興字高砂5-1ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市藤方1900-5
角谷 勝造

津市公告第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成19年9月11日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大園町14ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市羽所町345 津駅前第1ビル5階
第一住宅株式会社
代表取締役 世古 司

津市公告第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成19年9月13日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字向山1707-41ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市尾平町2574
有限会社ヘイセイクリエート
代表取締役 杉本 喜孝

津市公告第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月28日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成19年9月21日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町椋本字新町1942-1ほか1筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市池田町48
株式会社アド加藤
代表取締役 加藤 哲也

津市水道局告示第16号

津市水道事業の収納取扱金融機関の指定について（平成18年水道事業告示第2号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年9月28日

津市水道事業管理者 平井秀次

表に次のように加える。

株式会社ゆうちょ銀行

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

津市水道事業管理者 平井秀次

津市水道事業管理規程第4号

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市水道事業会計規程（平成18年津市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「郵便振替公金口座」を「郵便貯金銀行の口座」に改める。

第21条中「金銭とは」を「「金銭」とは」に改め、「、郵便為替証書」を削る。

第36条中「（郵便振替法に基づく自動振込を含む。）」を削る。

第37条第1項第1号中「小切手又は」を「小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして管理者が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は」に、「小切手で」を「小切手等で」に、「提示期間」を「権利の行使のため定められた期間」に、「に提示」を「の提示又は支払の請求」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「規定する小切手」を「掲げる証券」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和23年法律第60号）第38条第2項第1号に規定する払出証書及び整備法第2条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和23年法律第59号）第20条第1項に規定する郵便為替証書については、改正前の第37条の規定は、なおその効力を有する。